

年金

保険料納付は、大切な義務です

「定期的に入ってくる年金は、ありがたいね。
納めているときは大変だったけど、納めておいて本当に良かった。これは、年金を受けていける人たちからよく聞かれることです。

年金は、必要になったときにあわても、間に合わないことがあります。お手持ちの納付書を確認して、納め忘れがあれば、至急、近くの金融機関で納めてください。

見直そう、あなたの年金

40年間、25年間保険料を納めた人、等の例	
40年間納付	満額.....804,200円
25年間納付	$804,200 \times \frac{25 \text{年} \times 12 \text{カ月}}{40 \text{年} \times 12 \text{カ月}} = 502,600 \text{円}$
免除期間のある人の例	
25年間納付	804,200円 × $\frac{(25 \text{年} \times 12 \text{カ月}) + (15 \text{年} \times 12 \text{カ月} \times \frac{1}{3})}{40 \text{年} \times 12 \text{カ月}} = 603,200 \text{円}$

老齢基礎年金
国民年金の保険料は、日本国内に住んでいる二十歳から六十歳までのすべての人があなたが病気やけがをして障害が残ったとき、一定期間保険料を納めていたなどの用件を満たしていれば、障害基礎年金を受け取ることはできますが、納付月数が違うと、受け取る年金額も違ってきます。

障害基礎年金の年金額（平成12年度）	
●1級障害 1,005,300円	●2級障害 804,200円
障害基礎年金を受け取るための保険料納付要件	
●保険料納付要件の原則	
初診日の前日までに、初診日の月の前々月までの全加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間、学生納付特例期間を合わせた期間が、3分の2以上あることが必要です。	
●保険料納付要件の特例	
平成18年3月31日以前に初診日がある場合は、上記保険料納付要件を満たさなくても、初診日に65歳未満であれば、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。	

- 1 申し込み手続きは**
あなたの預金口座のある金融機関で、「口座振替依頼書」に記入して、申し込んでください。
- 2 必要なもの**
手書きに必要なものは、預金通帳、預金通帳届出印、国民年金保険料納入通知書です。
- 3 保険料は**
国民年金保険料は年齢、性別、所定額保険料（平成12年4月から）
●定額保険料+付加保険料
13,700円（1カ月）
●定額保険料（平成12年4月から）
13,300円（1カ月）
※納めた保険料は、社会保険料控除として所得控除の対象となります。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。

おすすめします
国民年金保険料のお支払いは
口座振替
が確実です

あなたのための 国民年金です

あなたが病気やけがをして障害が残ったときには、障害基礎年金を受け取ることができます。また、申請が簡単な場合は、窓口へ相談ください。



自営業、自由業などの人で保険料を納めるのが困難なときは
長い人生には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な時期があるかもしれません。未納にするのと免除を受けるのとでは、将来年金を受け取るときに大きく違いがあります。病気やけが、失業、営業不振などで収入がないときは、免除制度があなたの年金を守ります。

●手続きは
年金係の窓口で「免除申請書」に必要事項を記入し、提出してください。（手続きには、認め印が必要です）

●免除申請は毎年、提出してください
保険料の免除は前年の所得を基準としますので、申請は毎年必要です。度末まで保険料が免除されます。申請が遅れると、免除の開始も遅れますので、手続きをお早めに。

こんなに違う、未納と免除		
未納	免除	
受給資格期間に入りません	年金を受けるための、資格期間には受け取る年金額には	受給資格期間に入ります
年金額に反映されません	受け取る年金額には	免除期間の3分の1が、年金額に反映されます

10年前の分までさかのばって納めることができ、年金額を増やせます（当時の保険料に、加算が付く場合があります）

2年を過ぎると納められません 後から保険料を納めることは

学生で収入がない人には
学生本人の所得が一定以下の場合、親元世帯の所得にかかわらず保険料の

国民年金保険料
学生納付特例制度

ここが違う、国民年金と個人年金

国民年金は国の社会保障制度の一つで、20歳以上60歳未満のすべての人に加入が義務づけられた制度です。任意に加入し、貯蓄的性格を持つ個人年金とは基本的に違います。国民年金に加入して保険料を納め、その上で余裕があれば個人年金に加入する。これが基本です。

国民年金	個人年金
世代間の助け合いにより、公平に年金を支給する国の社会保険制度のひとつ	個人が任意に契約し、老後に受け取る一種の貯蓄
国	運営 保険会社など
1ヶ月 13,300円（平成12年度）	保険料 個人が契約した額
年金額の3分の1を国が負担、3分の2は保険料とその運用利息	年金の財源 加入者の掛け金とその運用利息
物価変動に応じて年金額がスライドするため、何十年先でも年金の実質価値が保証される（完全自動物価スライド制）	年金額の引き上げ 物価スライド制がないため、物価が上昇しても、契約したときの年金額
納めた保険料は、「社会保険料控除」として全額が控除される。受け取る年金には「公的年金等控除」がある	税控除 納めた保険料は最高5万円までの控除。受け取る年金には税の控除がなく、全額が課税対象（掛け金相当額が必要経費）
全額が負担	事務費 加入者の掛け金

納付が猶予されますので、年金係の窓口に申請してください。
申請せずに保険料を未納にしていると、将来年金を受け取るとき、月数が不足して受けられない場合もあります。

●手続きは
希望する人は、年金係に用意している「学生納付特例申請書」に必要事項を記入し、提出してください（手続きには学生証、印鑑が必要です）。また、申請は毎年、必要となります。

●猶予された期間の保険料は
猶予された期間の保険料は、社会人になってからでも、猶予を受けた月以降の十年以内であれば、納めることができます（追納）。

●学生納付特例期間中の病気やけがで追納しなかった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には算入されません。

●学生納付特例期間中の病気やけがで受給資格があれば、障害基礎年金が支給されます。

